

コロナ対策特集号

今月のメニュー

1. コロナ関係情報
2. コロナ(お店での感染防止取り組み)
3. アンケートのお願い(是非お願いします)
4. 編集後記



～はじめに、今号の編集長、喜多よりお知らせ～



LINE WORKS

今回、コロナウイルスに係る税制や給付金、助成金情報をお送りいたします。この記事の最終作成時点の4月20日では、まだ決まりきっていない情報ばかりですが、少しでもパン屋さん向けに情報をわかりやすくお伝えしたいという思いで作成しています。これからの新しい情報や、詳しいお話については、喜多のLINEワークス(LINEのセキュリティの強いもの)で最新情報を配信しつつ、都度、ご質問にもお答えしています。基本的には河原事務所の顧問先向けに発信しているものですが、こんな事態なので、少しでも多くの

パン屋さんへ情報が行き渡ればと思っています。左記のQRコードから友達追加できますので、ご利用いただければと思います。できるだけその時々に応じた最新の情報で対応する予定ですが、個人の力にも限界があります。皆様のご協力もいただければと思っています。LINEワークスで配信するのは、こういった税制だけでなく、パン屋さんがコロナ対策としてどんなことをしているか、ということも配信しようと思っています。そういった情報を少しでも良いので、分けていただければと思っています。どうしてもパン屋さんが個人でやっていると、情報が入ってこない中、不安な状況で経営されている方が多いです。後半にアンケートを用意していますので、些細なことでも構いませんので、何かしら情報をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

これからご紹介する情報は全て経産省特設HPに掲載されている資料より抜粋してお送りしております。経産省HPでは、随時情報が更新されていて、Twitterでも更新状況が分かるようになっています。補正予算成立後の最新の情報をすぐに見たい方や、さらに詳しい説明を見たい方はそちらもご参照ください。



日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付・・・条件に当てはまると、利率の低い融資を受けることができます。また、令和2年度補正予算の成立が前提ですが、売上高が急減している場合には、特別利子補給制度もあるようです。こちらも続報を待ちましょう。左QRコードからは、提出に必要な書類や手順がまとめられた公庫のPDFが閲覧できます。

持続化給付金

・・・こちらも令和2年度補正予算の成立が前提ですが、条件に当てはまると、給付金が支給されます。コロナの影響により売上高が前年同月比で50%以上減少している場合、というのが現在でている支給対象の条件です。該当の個人事業主・中小企業はWebで受付してくれるようなので、右QRコードにある資料の準備を始められることをお勧めします。



納税の猶予の特例

・・・関係法案が国会で成立することが前提ですが、コロナの影響により事業等に係る収入に相当(前年同期と比べて概ね20%)の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができるようになる制度で、担保の提供、延滞税もかかりません。ちなみに他にも固定資産税も関係法案が前提で減免の情報も出ています。財務省のHPにて、税制上の措置(案)がまとめられているので、左QRコードに掲載しておきます。



雇用調整助成金・・・助成内容や対象が拡充されており、感染拡大防止のため、4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施されています。詳細は左 QR コードを用意していますが、労務関係はご担当の社労士に聞かれることをお勧めします。必要であれば提携の社労士をご紹介します。労務関係に観点して、厚生年金の猶予の申請も可能のようです。特例というわけではないようですが、情報として掲載しておきたいと思います。申請方法などは右 QR コードをご参照ください。



現在、確認している店舗の感染防止の取り組み情報(4月12日時点)

- ・入店対応・・・マスク着用のお願い、アルコール消毒、行列に間隔を開けていただく、入店人数制限
- ・店舗対応・・・トンぐやトレーのアルコール消毒実施、ドアノブなどお客さまが触れる部分の消毒、スタッフのマスク着用、レジや厨房への飛沫防止板の設置、換気のためのドア開放
- ・商品対応・・・パンの個包装、パンの種類を制限(どちらも滞在時間を短くする効果あり)
- ・営業時間の短縮・・・遅めにオープンしたり、早めに閉店したり、近所でコロナ発生のため一時閉店も
- ・お客さま対応・・・上記のような情報をしっかりと掲げる、最小限の会話の接客に留める、手話を使う
- ・通販対応・・・パンをセットにして送料込みでお送りする、ウーバーイーツを利用したデリバリーサービス、社用車を使っのデリバリー

4月14日時点の追加情報

- ・パン教室を中止し、その代わりに家でも作れるように生地とレシピなどのキットを作っている。
- ・店内を明るい BGM にすることによって、少しでも明るい雰囲気を作る。オーナーの好きな曲にすることによって、お客さまや従業員とのコミュニケーションにつながる。
- ・預かり用と返却用の釣り銭トレーを分けている。
- ・お客さまはトンぐを使用せず、店員さんがトンぐでパンをトレーに乗せてくれるお店があった。
- ・店頭には見本のパンのみで、注文したら奥から出してくれるお店があった。
- ・セルフから対面販売への移行。
- ・個包装はするが、表示ラベルが追いつかない現状がある。
- ・従業員が出勤してくれているけれども、どこまでお願いしても良いのか悩む。
- ・お客さまから営業していることについて良い意見と悪い意見が入り混じって困る。 など

アンケートのお願い

・お店でのコロナ関係の対策取り組みを是非教えてください。似通った情報でもかまいません。多くの情報があれば、それが重点的にされているという情報にも成りえます。FAX(06-6131-5670、またはメール info@bakery-no1.com、表面記載の LINE でも受け付けております。是非、お願いいたします。

FAX 用記入欄

お名前 _____

皆さん、こんにちは。パン屋税理士の河原です。東京オリンピックの年、2020 年が輝かしく始まって間もない 1 月に初めて日本国内で新型コロナウイルスが確認されました。その時には、まさかこれほどの状態になるとは思いもよりませんでした。ウイルス感染の恐怖もさることながら、外出自粛による経済停滞は、もしウイルス収束の目処が立ったとしても、いつ回復できるのか不安な気持ちでいっぱいです。そんな緊急事態宣言発令の中、食を守る役目としてパン屋さんは営業を続けてくれています。どうか少しでもリスクを減らす工夫をお願いします。まずは自らを、そしてスタッフを守ってください。また一時的な閉店をやむなくされているお店もあります。今回案内させて頂いた制度(融資や給付金)がどれほど適用されるか分かりませんが、ご相談があれば精一杯サポートさせて頂きます。この状況をみんなで乗り越えていきましょう。河原 浩